

新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策(概要一覧)

| 区分 | 名称 (施策元) | こんな事業者におすすめ (活用事例) | 内容、前提事項(簡記) | 補助上限 (金額) | 補助率 | 公募期日 | 主な必要書類 | 公式サイト |
|-----|---------------------|---|--|---|------------------------|---|---|---|
| 補助金 | 事業再構築補助金 (経済産業省) | 事業の再構築にチャレンジしたい方 (ポストコロナの時代に事業を再構築) 新たな製品等を新たな市場に投入し、 既存の売上構成比変更を目指す方 | ●直近6か月のうち、任意の3か月(コロナ前同月比)において売上10%以上減少している ●3～5年の事業計画のうち、以下の数値を達成 ・付加価値額 3.0%以上/年 ・従業員一人当たり付加価値額 3.0%以上/年 ●事業再構築指針に沿った「新分野展開」「事業・業種転換」「業態転換」「事業再編」を行うこと(製品等の新規性要件、市場の新規性要件、売上要件 など有り) (注1) ●事業計画書15枚以内に審査項目等を盛り込みまとめる | 通常枠 100万円～ 6000万円 | 2/3 | 3/26～4/30 さらに4回程度予定 | ・事業計画書 ・金融機関等による確認書 ・売上減少を示す資料 ・決算書1期分 ・経産省 ローカルベンチャー | https://jigyuu-saikouchiku.jp/ |
| 補助金 | ものづくり補助金 (経済産業省) | 設備投資によって生産性向上したい方 (生産プロセス改善の設備・システム投資) (革新的な製品やサービスの開発) | ●以下を満たす事業計画(3～5年)が必要 ・付加価値額 3%以上/年 ・給与付加価値額 1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧愛知県927円+30円 ●申請書10枚以内に審査項目等を盛り込みまとめる | 通常枠 1000万円以内 | 中小企業 1/2 小規模事業者 2/3 | 【6次締切】 4/15～5/13 | ・事業計画書 ・賃上げ表明書 ・決算書等 ・加点項目(任意) | http://portal.monodukuri-hojo.jp/ |
| | | 上記一般型で以下のいずれかに該当する ①類型: 海外直接投資 ②類型: 海外市場開拓 ③類型: インバウンド市場開拓 ④類型: 海外事業者との共同事業 | ●4類型の要件(概要)は以下 ①類型: 国内本社と海外事業と一体的な機械装置 を取得し、国内拠点の生産性を高める ②類型: 販売先の1/2以上が海外等となる事業計画 ③類型: 販売先の1/2以上が訪日外国人等の事業計画 ④類型: 外国法人と共同研究等に伴う設備投資等 | グローバル 展開型 1000万円～ 3000万円以内 | 中小企業 1/2 小規模事業者 2/3 | | | |
| 補助金 | IT導入補助金 (経済産業省) | ITツールを導入して業務を効率化したい方 (業務効率化、作業時間の短縮) | ●登録されたITベンダーが提供するITツールから検討 ●申請は、IT導入支援事業者と協同して行う | 通常枠 (注3) A: 30～150万円 B: 150～450万円 | 1/2 | 【1次締切】～5/14 【2次締切】～7月中 | ○法人 登記簿謄本、納税証明書 ○個人 本人確認、納税証明書 申告書Bの写し | https://www.it-hojo.jp/ |
| | | | ●以下を満たす事業計画(3年)が必要 ・付加価値額 3%以上/年 <加点項目> ・給与付加価値額 1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧愛知県927円+30円 | 新特別枠 C: 30～450万円 D: 30～150万円 | 2/3 | | | |
| 補助金 | 持続化補助金 (経済産業省) | 販路拡大し、売上を増やしたい方 (チラシ・PR、ネット販売システム) (HP制作、店舗改装、商品開発) | ●小規模事業者であること ●販路拡大等に関する取組みであること ●商工会議所・商工会へ計画書類を提出し、 事業支援計画書の発行を受けて提出する ●一般型: 10枚以内に審査項目等を盛り込みまとめる 特別枠: 5枚以内に審査項目等を盛り込みまとめる | 通常枠 50万円以内 | 2/3 | 【5次締切】～6/4 【6次締切】～10/1 【7次締切】～2/4 | ・申請書 ・経営計画書 ・補助事業計画書 ・交付申請書 ・決算書類(直近1期) | http://www.jizokukahojo.info/ http://www.shokokai.or.jp/ |
| | | | | 新特別枠 100万円以内 感染症防止対策費は上限1/4 (特別措置は上限1/2) | 3/4 | | | |
| 助成金 | 雇用調整助成金 (厚生労働省) | 雇用維持のため、休業を実施する方 (支払済みの休業手当を助成) | ●特例措置等を延期(～2021年4月末まで) ●生産指標要件として11月が売上5%以上減少 ●計画届は提出不要 | 日額 15,000円 | 10/10 (中小、解雇無の場合) | 休業実施の 1月単位 | ・休業実績一覧表 ・支給申請書 ・支給要件確認申立書 | https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovou/kyufukin/pageL07.html |

(注1)「新分野展開」…主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等し、新たな市場に進出することを目指す(①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高10%要件全てに該当する必要有)
「業態転換」…製品等の製造方法等を相当程度変更すること(①製造方法等の新規性要件、②製品の新規性要件、③商品等の新規性要件又は設備撤去等(製造業除)、④売上高10%要件全てに該当する必要有)
「事業転換」…日本標準産業分類の「大分類」を変更することなく、「中・小・細分類」を変更することを目指す(①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件全てに該当する必要有)
「業種転換」…日本標準産業分類の「大分類」を変更することを目指す(①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件全てに該当する必要有)
「事業再編」…会社法上の組織再編等を行い、新分野展開、業態転換、事業転換、業種転換を目指す(その他の事業再構築の類型の要件を満たす必要有)

(注2)ものづくり補助金の新特別枠「低感染リスク型ビジネス枠」補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致すること
・物理的な対人接触を減らすことに資する革新的な製品・サービスの開発(例:オンラインビジネスへの転換等)
・物理的な対人接触を減らす製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善(例:複数の店舗等に遠隔でサービスを提供するオペレーションセンターの構築等)
・ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資(留意点:ビジネスモデルの転換に大きく寄与しない機器は対象外)

(注3)IT導入補助金は、以下の大分類Ⅰ ソフトウェア(業務プロセス)6つのうち、A類型は1つ以上、B類型は4つ以上、C類型は1つ以上申請しなければならない。
①顧客対応・販売支援、②決済・債権債務・資金回収管理、③調達・供給・在庫・物流、④業種固有プロセス、⑤会計・財務・資産・経営、⑥総務・人事・給与・労務・教育訓練

- 製品等の新規性要件
- ・過去に製造等した実績がないこと
- ・製造等に用いる主要な設備を変更すること
- ・定量的に性能又は機能が異なること
- 市場の新規性要件
- ・既存製品等と新製品等の代替性が低いこと